



第116回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年3月22日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
帝国ホテル東京
本館2階「孔雀西の間」

目次

□株主の皆様へ	P1
□第116回 定時株主総会招集ご通知	P2
□株主総会参考書類	P8
■ 第1号議案	剰余金の処分の件
■ 第2号議案	取締役4名選任の件
■ 第3号議案	監査役3名選任の件
■ 第4号議案	補欠監査役1名選任の件
□ 事業報告	P21
■ 連結計算書類	P43
■ 計算書類	P46
□ 監査報告書	P49

郵送およびインターネットによる議決権行使期限

2023年3月20日（月曜日）午後5時まで

株主様向け展示試飲会について

定時株主総会終了後の「株主様向け展示試飲会」は実施いたしません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

オエノンホールディングス株式会社

証券コード：2533



代表取締役社長 にしなが ゆうじ
西永 裕司

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第116回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社グループはグループ企業理念の下、酒類や酵素医薬品等の分野において、発酵技術を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業を展開しております。

その中において、お客様に「安心」「安全」をお届けすることを第一に考え、グループの普遍概念である「顧客志向」「収益志向」に則り事業活動を行い、併せて「将来価値の共創」に資する取組みを進めております。

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、「焼酎事業に集中」「アルコール事業 販売の拡大」「生産改革」「酵素医薬品事業の新展開」「CRE戦略」という「長期ビジョン100」の5本の柱を軸とした諸施策を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年3月

グループ企業理念

自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、
人々に食の楽しさと健やかな暮らしを提供します。

社名の由来 すべてのものをお酒に変える力を持つという伝説の女神、「オエノ」。
ギリシャ・ローマ神話では「オエノ」は酒神「バックス」にその力を授けられました。
いつまでもお客様と喜びを共有するために、新しい商品・サービスを常に提供していきたい。
——これがオエノグループの理念です。
バイオ技術の象徴である「オエノ」をいはずえとし、この理念を実現するために、
バイオ技術をベースとしたさらなる事業の展開（「オン」）を目指し商号としました。

(証券コード: 2533)

2023年3月3日

(電子提供措置の開始日2023年2月27日)

株主各位

東京都墨田区東駒形1丁目17番6号
 オエノンホールディングス株式会社
 代表取締役社長 西永 裕司

第116回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第116回定時株主総会招集ご通知」および「第116回定時株主総会招集ご通知に際してのその他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。



当社ウェブサイト <https://www.oenon.jp/ir/information/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）に当社名「オエノンホールディングス」またはコードに証券コード「2533」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択のうえ、「2023年定時株主総会招集ご通知」および「2023年定時株主総会招集ご通知に際してのその他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」をご覧ください。

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくこといたしました。

なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」または電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2023年3月20日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月22日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号 帝国ホテル東京 本館2階「孔雀西の間」

3. 会議の目的事項

報告事項 第116期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

次頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

-
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに変更内容を掲載させていただきます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書面の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
 - ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト (<https://www.oenon.jp/ir/>) に掲載させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会に当日ご出席いただけない方

1 郵送による議決権行使



電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

行使期限 **2023年3月20日（月曜日）午後5時到着分まで**

2 インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、**2023年3月20日（月曜日）午後5時まで**にご行使ください。詳しくは、次頁をご覧ください。

株主総会に当日ご出席いただける方

3 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書による議決権行使

議決権行使書		議決権の数	
オエノホールディングス株式会社 御中		_____ 股	
私は、2023年3月25日開催のオエノホールディングス株式会社第116回定時株主総会（議案番号は議案の組合せを含む。）における各議案の取扱いに対し右記（賛否を○印で表示）のとおり、議決権を行使します。 2023年3月 日			
議決権行使書		議決権の数	
議案	取扱い	議決権の数	取扱い
第1号議案	賛 否	_____ 股	○ 〇 印
第2号議案	賛 否	_____ 股	○ 〇 印
第3号議案	賛 否	_____ 股	○ 〇 印
第4号議案	賛 否	_____ 股	○ 〇 印

議決権の数に1単位ごとに1個となります。

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお求めの議決権を行使ください。
 - 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法
 - ① スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法

（ご注意）
当社は、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示がなかったものとしてお取り扱いいたします。

見本
ログインID: 3432-9876-2358-DPS
パスワード: 123456

オエノホールディングス株式会社

→こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【議案】

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

→インターネットによる議決権行使に必要な、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

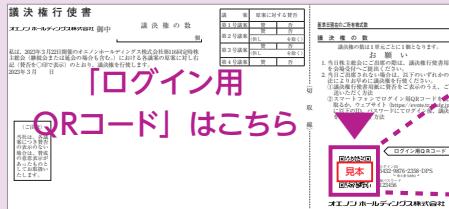
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2023年3月20日(月)
午後5時まで



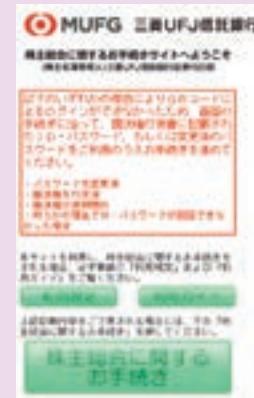
スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票 (右側)



詳しくは同封の
案内チラシをご覧ください。



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**です。

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

機関投資家の皆様へ

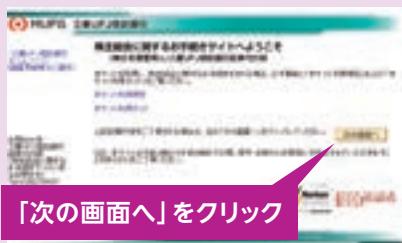
議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



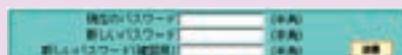
「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード入力欄」「新しいパスワード入力欄」および「新しいパスワード（確認用）入力欄」の全てに入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

「議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて」

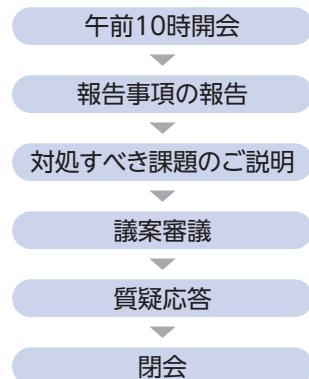
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話：0120-173-027

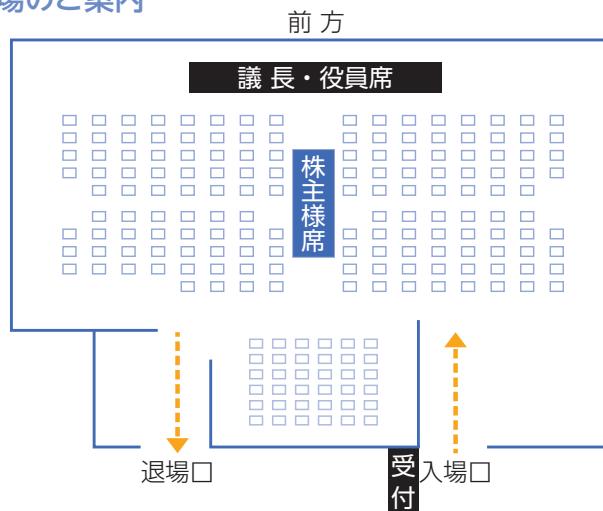
（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

〈ご参考〉 株主総会について

当日の式次第



会場のご案内



— 定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について —

- 役員および運営スタッフはマスクの着用など、基本的な感染予防対策を実施させていただきます。
- 議長・役員席の演台には飛まつ防止のアクリル板を設置しての議事進行とさせていただきます。
- 会場の座席は間隔を広げて設置いたします。
- 株主様におかれましてはご自身の体調をご確認のうえ、感染予防の配慮をお願いいたします。発熱などの症状がある場合はご来場をお控えください。
- 入場の際はマスク着用、アルコール消毒液による手指消毒、検温の実施にご協力をお願いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社の配当にあたっては、当社の業績、連結決算の状況、中長期的な収益状況、設備投資計画、適正な内部留保額、配当性向などを総合的に勘案しながら、継続的・安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績において大幅な当期純損失を計上したことにより、誠に遺憾ながら、前期に比べ1株につき2円減配の下記のとおりとさせていただきますと存じます。

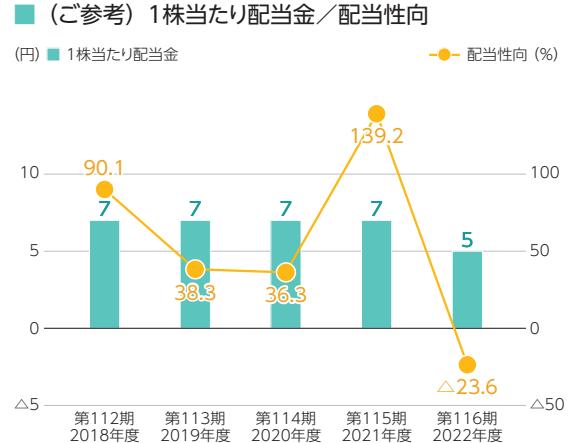
(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金5円
総額 293,510,715円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年3月23日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。



第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 西永裕司、長井幸夫、菅原栄司、尾崎行正の4氏は任期満了となります。

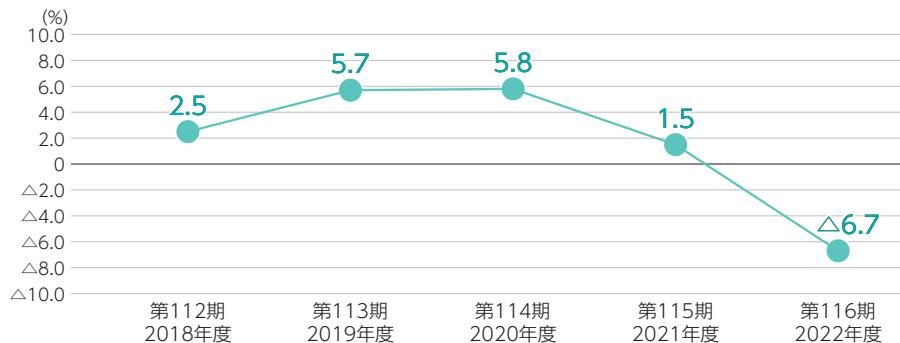
つきましては、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席回数
1	にし <small>なが</small> ゆう <small>じ</small> 西 永 裕 司 再任	代表取締役社長 グループ経営全般 指名・報酬委員会委員 中期経営戦略策定委員会委員長 CSR・コンプライアンス委員会委員長	15回中15回
2	なが <small>い</small> ゆき <small>お</small> 長 井 幸 夫 再任	取締役会長 グループ経営全般	15回中15回
3	すが <small>はら</small> えい <small>じ</small> 菅 原 栄 司 再任	取締役	15回中15回
4	お <small>ざき</small> ゆき <small>まさ</small> 尾 崎 行 正 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬委員会委員長	15回中15回

注. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

■ (ご参考) 自己資本利益率 (ROE)



候補者番号

1

再任



にしなが ゆうじ
西永 裕司

●**生年月日**

1965年2月7日生

●**在任期間**

13年(本総会終結時)

●**取締役会出席回数**

15回/15回(100%)

●**所有する当社株式の数**

181,400株

●**略歴並びに当社における地位および担当**

1988年	8月	当社入社
2007年	2月	合同酒精株式会社執行役員
2008年	2月	当社経営戦略企画室部長
2010年	2月	当社グループ管理部門担当、経営戦略企画室長
	3月	当社取締役 合同酒精株式会社取締役
2011年	2月	当社グループ総務・管理部門担当、 当社中期経営戦略策定委員会事務局長
2015年	3月	当社代表取締役社長(現) 当社グループ経営全般(現) 当社中期経営戦略策定委員会委員長(現) 当社CSR委員会(現CSR・コンプライアンス委員会)委員長(現) 合同酒精株式会社代表取締役副会長
2016年	3月	同社代表取締役社長(現)
	12月	当社指名・報酬委員会委員長
2021年	2月	当社指名・報酬委員会委員(現)

●**重要な兼職の状況**

- ・合同酒精株式会社 代表取締役社長
- ・福徳長酒類株式会社 取締役
- ・秋田県醗酵工業株式会社 取締役
- ・オエノンプロダクトサポート株式会社 取締役
- ・株式会社サニーメイズ 取締役
- ・株式会社オエノンアセットコーポレーション 代表取締役社長

(注)1. 西永裕司氏は合同酒精株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社との間には、商標権実施、不動産賃貸借等の取引関係があり、同社は当社と同一の部類に属する事業(不動産事業)を行っております。
2. 西永裕司氏は株式会社オエノンアセットコーポレーションの代表取締役社長であり、当社と同社との間には、商標権実施、不動産賃貸借等の取引関係があり、同社は当社と同一の部類に属する事業(不動産事業)を行っております。

●**取締役候補者とした理由**

西永裕司氏は、これまでに経営企画・管理・営業・生産の各分野およびグループ会社の経営者を経験し、当社グループの事業および会社経営についての豊富な実績と幅広い見識を有しております。同氏は当社の代表取締役社長として強いリーダーシップと決断力を発揮しており、経営を統括する者として、経営の意思決定に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者として選任いたしました。

候補者番号

2

再任



ながい ゆきお
長井 幸夫

●生年月日

1945年1月23日生

●在任期間

26年(本総会終結時)

●取締役会出席回数

15回/15回(100%)

●所有する当社株式の数

435,600株

●略歴並びに当社における地位および担当

1968年	7月	雪印乳業株式会社入社
1996年	4月	当社国際部長
1997年	2月	当社経営企画室長
	3月	当社取締役、ワイン事業グループ副担当
1998年	3月	当社常務取締役
2001年	3月	当社代表取締役社長、経営企画室担当
2005年	3月	当社グループ経営全般(現)
2006年	2月	当社経営戦略企画室担当、コーポレートコミュニケーション室担当
2007年	2月	当社CSR委員会委員長
2011年	2月	当社中期経営戦略策定委員会委員長
2016年	3月	当社代表取締役会長
2021年	3月	当社取締役会長(現)

(注) 長井幸夫氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

●取締役候補者とした理由

長井幸夫氏は、当社グループの事業および会社経営についての豊富な実績と幅広い見識を有しており、長年にわたり当社の代表取締役として、当社グループの成長と発展に貢献してまいりました。同氏は当社の取締役会長として引き続き取締役会の議長を務め、コーポレート・ガバナンスの強化、取締役会の実効性の向上を通じて、当社グループの企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者として選任いたしました。

候補者番号

3

再任



すがはら えいじ
菅原 栄司

●**生年月日**

1963年2月12日生

●**在任期間**

4年(本総会終結時)

●**取締役会出席回数**

15回/15回(100%)

●**所有する当社株式の数**

40,600株

●**略歴並びに当社における地位および担当**

1987年	4月	東洋醸造株式会社(現旭化成株式会社)入社
2008年	2月	福德長酒類株式会社 葦崎工場長
2010年	2月	合同酒精株式会社 清水工場長
2011年	2月	同社東京工場長
2013年	2月	同社執行役員(現)
2015年	3月	同社取締役
2018年	3月	同社常務取締役
2019年	2月	同社生産本部長(現)
	3月	当社取締役(現)
2020年	3月	合同酒精株式会社 専務取締役(現)

●**重要な兼職の状況**

- ・合同酒精株式会社 専務取締役
- ・オエノンプロダクトサポート株式会社 監査役

(注) 菅原栄司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

●**取締役候補者とした理由**

菅原栄司氏は、長年にわたり酒類の生産・調達・品質管理の各分野に携わり、豊富な実績と幅広い見識を有しております。同分野に精通する者として経営の意思決定に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者として選任いたしました。

候補者番号

4

再任

社外

独立



お ぎ き ゆ き ま さ
尾崎 行正

●**生年月日**

1959年9月2日生

●**在任期間**

8年(本総会終結時)

●**取締役会出席回数**

15回/15回(100%)

●**所有する当社株式の数**

18,100株

●**略歴並びに当社における地位および担当**

- | | | |
|-------|-----|---|
| 1989年 | 4月 | 弁護士登録(第一東京弁護士会)
尾崎法律事務所入所 |
| 1992年 | 12月 | 米国ウイスコンシン大学ロー・スクール、マスタ・オブ・アーツ・イン・
リーガル・インスティテュート授位 |
| 1993年 | 1月 | 米国ウイスコンシン州ミルウォーキー市、ゴッドフリー アンド カーン
法律事務所およびニューヨーク州 ニューヨーク市、ケイ・ショーラ・フィ
アマン・ヘイズ アンド ハンドラー法律事務所勤務 |
| | 8月 | 尾崎法律事務所弁護士(現) |
| 2015年 | 3月 | 当社取締役(現) |
| 2016年 | 12月 | 当社指名・報酬委員会委員 |
| 2017年 | 4月 | 日本弁護士連合会常務理事および第一東京弁護士会副会長 |
| 2021年 | 2月 | 当社指名・報酬委員会委員長(現) |

(注)1. 尾崎行正氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 尾崎行正氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役役に再任された場合には、同氏は引き続き独立役員になる予定であります。

●**重要な兼職の状況**

- ・株式会社サカタのタネ 社外取締役

(注) 当社と株式会社サカタのタネとの間に重要な取引その他の関係はありません。

●**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

尾崎行正氏は、弁護士の資格を有しており、社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営の監督をしていただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断しております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしておりますことから、引き続き社外取締役候補者として選任いたしました。

なお、同氏は、これまで、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ (ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

地位	氏名	専門性と経験									
		企業経営・ 経営戦略	経営再建	人材開発・ ダイバーシティ	財務・会計・ M&A	法務	製造技術	営業・ マーケティング	海外事業	IT・ デジタル	バイオ 技術
代表取締役 社長	西永裕司	●	●	●	●			●		●	
取締役 会長	長井幸夫	●	●						●		●
取締役	菅原栄司	●					●				●
社外取締役	尾崎行正					●					
社外取締役	齋藤忠夫						●				●

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 山村光太郎、小野隆良、藺田俊和の3氏は任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社に おける地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数
1	なか せ ゆかり 中 瀬 縁 新任	監査室長	—	—
2	お の たか よし 小 野 隆 良 再任 社外 独立	社外監査役	15回中15回	18回中18回
3	おお しか れい こ 大 鹿 麗 子 新任 社外 独立	—	—	—

注. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

新任



なか せ ゆかり

中瀬 縁

●生年月日

1969年12月14日生

●所有する当社株式の数

5,000株

●略歴並びに当社における地位

1993年 6月 ロイヤル株式会社(現ロイヤルホールディングス株式会社)入社
2003年 10月 株式会社ジー・エイチ・エフ・マネジメント入社
2005年 11月 合同酒精株式会社入社
2021年 2月 当社監査室長(現)

(注) 中瀬縁氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

●監査役候補者とした理由

中瀬縁氏は、入社以来、商品企画、調達、品質安全保証、監査等の業務に幅広く携わってこられました。これらの幅広い業務経験と知見を活かし、監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、監査役候補者として選任いたしました。

なお、同氏は定時株主総会終結後に開催される監査役会において、常勤監査役として選定される予定であります。

候補者番号

2

再任

社外

独立



お の たかよし

小野 隆良

●生年月日

1956年3月23日生

●在任期間

4年(本総会終結時)

●取締役会および監査役会への出席状況

取締役会
15回/15回(100%)

監査役会
18回/18回(100%)

●所有する当社株式の数

5,700株

●略歴並びに当社における地位

1978年 4月 昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
1981年 3月 公認会計士登録
1992年 7月 同法人社員
2008年 7月 同法人シニアパートナー
2017年 7月 小野公認会計士事務所所長(現)
2019年 3月 当社監査役(現)

(注) 1. 小野隆良氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 小野隆良氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が監査役に再任された場合には、同氏は引き続き独立役員になる予定であります。

●重要な兼職の状況

- ・合同酒精株式会社 監査役
- ・福德長酒類株式会社 監査役
- ・公益財団法人小田急財団 監事

(注) 当社と公益財団法人小田急財団との間に重要な取引その他の関係はありません。

●社外監査役候補者とした理由

小野隆良氏は、公認会計士として財務および会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。2019年3月の就任以来、取締役会および監査役会において、専門知識と経験を活かし、社内出身者と異なる客観的・専門的な視点から有益な発言をし、取締役会および監査役会の監督機能向上に貢献しております。

これらのことから、引き続き社外監査役の職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外監査役候補者として選任いたしました。

なお、同氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

3

新任

社外

独立



おおしか れいこ
大鹿 麗子

●生年月日

1958年7月12日生

●所有する当社株式の数
0株

●略歴並びに当社における地位

1982年 4月 株式会社市況情報センター(現株式会社QUICK)入社
2016年 4月 同社法務・リスク管理担当 執行役員
2017年 4月 同社法務・リスク管理担当 常務執行役員
2019年 4月 同社法務担当 常務執行役員
2022年 4月 東京家庭裁判所調停委員(現)

(注)1. 大鹿麗子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 大鹿麗子氏が監査役に就任される場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定です。

●重要な兼職の状況

・Biz-i-dea 株式会社 取締役

(注) 当社とBiz-i-dea 株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

●社外監査役候補者とした理由

大鹿麗子氏は、企業において、長年にわたり法務業務に携わってこられました。同氏の法務に関する豊富な業務経験と深い知見を活かし、社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営を監査していただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともに、コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断したため、社外監査役候補者として選任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

社外

独立



いしかわ すみお
石川 純夫

●生年月日

1963年4月27日生

●所有する当社株式の数

0株

●略歴並びに当社における地位

1988年 10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
1992年 3月 公認会計士登録
1998年 8月 同法人社員
2010年 7月 同法人シニアパートナー
2017年 7月 石川純夫公認会計士事務所所長(現)

- (注) 1. 石川純夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。石川純夫氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
3. 石川純夫氏が監査役に就任された場合、同氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定です。

●補欠の社外監査役候補者とした理由

石川純夫氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏の豊富な経験・知見と専門知識を活かし、社内出身者と異なる視点で、独立性をもって経営を監査していただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともに、コンプライアンスおよびコーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると判断したため、補欠の社外監査役候補者として選任いたしました。

なお、同氏は会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

以 上

取締役候補者指名方針

当社は、当社グループの経営の監督および重要な業務執行の意思決定を行えるようにするため、当社グループの経営に関する知識、経験を有し、かつ、取締役として必要な見識、能力、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する人物を、社内取締役候補者として指名する。

また、取締役会の経営監督機能を強化するため、複数名の社外取締役候補者を指名する。社外取締役候補者については、独立性を重視する点から、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員」の要件および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足し、かつ、経営に対する助言を可能とする知見や法律・会計・税務等のいずれかの分野における高度な専門知識や豊富な経験をもって当社の経営を適切に監督することが期待される人物を、指名する。

取締役候補者の指名は、社長が原案を作成し、指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会において決定する。

監査役候補者指名方針

当社は、当社グループの経営の監査・監視を適切に行えるようにするため、当社グループの経営に関する知見や、会計、財務、法律、リスク管理等の各分野で高度な専門知識を有し、広範囲にわたる経験を兼ね揃え、かつ、監査役として必要な見識、能力、高い倫理観、公正さ、誠実さを有する人物を、社内監査役候補者として指名する。

当社は、監査役会設置会社として監査役の半数以上を社外監査役とする。社外監査役候補者については、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員」の要件および当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足し、かつ、法律・会計・税務等のいずれかの分野における高度な専門知識や豊富な経験をもって当社の経営を適切に監査・監視することが期待される人物を、指名する。

また、財務・会計に関する適切な知見を有する人物を1名以上候補者として指名する。

監査役候補者の指名は、社長が常勤監査役と協議して原案を作成し、指名・報酬委員会における審議を経て、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定する。

社外役員の独立性に関する基準

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）候補者本人および本人が帰属する企業・団体と当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）との間に、下記の独立性要件を設ける。当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社グループの業務執行者（注1）又は過去において当社グループの業務執行者であった者
注1：「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。
2. 当社の現在の主要な株主（注2）又はその業務執行者もしくは当社グループが現在主要な株主である会社の業務執行者
直近3年間に於いて、当社の現在の主要な株主又はその業務執行者であった者
注2：「主要な株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう。
3. 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
直近3年間に於いて、当社グループの主要な取引先又はその業務執行者であった者
注3：「主要な取引先」とは、当社グループとの取引の支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先（その親会社および重要な子会社等を含む。）の連結売上高2%以上を占めている企業をいう。
4. 当社グループから多額の寄付（注4）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
注4：「多額の寄付」とは、その価額の総額が、直近3年間の平均で1,000万円又は当該団体の総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付等をいう。
5. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
6. 直近3年間に於いて、当社グループの会計監査人である監査法人の内当社グループの監査業務の主要な担当社員等（注5）であった者
注5：「監査業務の主要な担当社員等」とは、次の者をいう。
 - (1) 監査業務の業務執行責任者
 - (2) 監査業務に係る審査を行う者
 - (3) その他、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行う者
7. 上記6に該当しない公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門的サービスを提供する者であって、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合は、その団体に所属する者）
注6：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、直近3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう。
8. 上記1から7までのいずれかに該当する者（但し、使用人については重要な使用人（注7）に限る）の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族又は生計を一にする者
注7：「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。
9. 本基準の改廃は、取締役会の決議による。

事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

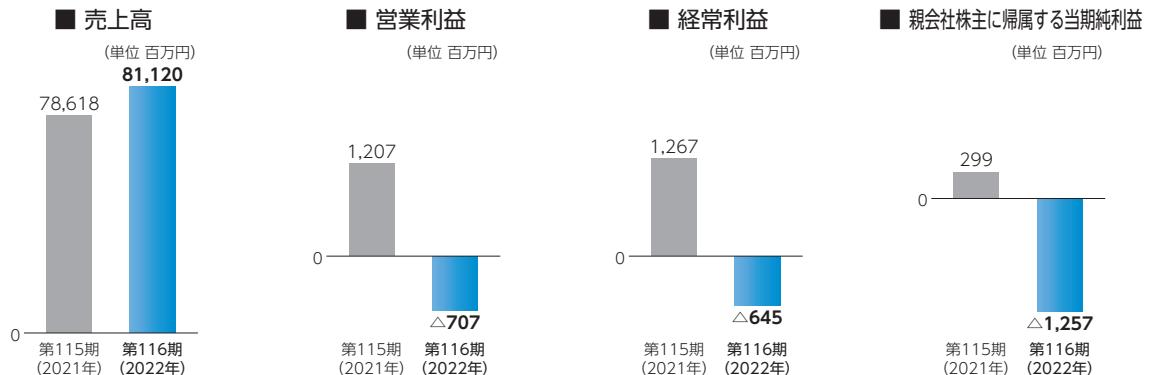
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、WITHコロナに向けた政策により行動制限の段階的な緩和が進み、経済活動・社会活動に回復の兆しが見られました。一方で、長期化しているロシア・ウクライナ情勢に起因する原材料・エネルギー価格の高騰や、急激な円安進行等に伴う物価上昇により、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社グループは、グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るべく、中長期戦略「長期ビジョン100」で掲げた5本の柱を軸とした諸施策を引き続き進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、81,120百万円（前期比3.2%増）となりました。利益面では、原料である粗留アルコールやコーン価格の大幅な高騰などの影響を受け、707百万円の営業損失（前期は1,207百万円の営業利益）、645百万円の経常損失（前期は1,267百万円の経常利益）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失は1,257百万円（前期は299百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。



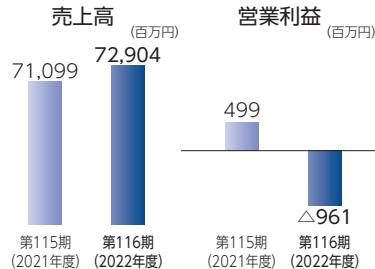
セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

セグメント別売上高

区 分	第115期 [前連結会計年度]	第116期 [当連結会計年度]	増減率
酒類事業	71,099 (百万円)	72,904 (百万円)	2.5%増
加工用澱粉事業	3,810	4,279	12.3%増
酵素医薬品事業	3,277	3,395	3.6%増
不動産事業	360	460	27.8%増
その他	71	81	13.9%増
合 計	78,618	81,120	3.2%増

酒類事業

■ 売上高 72,904百万円 (前期比2.5%増)



主要製品：焼酎、チューハイ、清酒、合成清酒、梅酒、洋酒、加工用洋酒、酒類原料用アルコール・工業用アルコール、調味料

酒類事業におきましては、国内の人口減少や少子高齢化、飲酒機会の減少に加え、全カテゴリーにおよぶ価格の上昇により国内需要縮小が一段と進み、競争がより激化しております。また、飲用シーン別においては、行動制限の緩和により業務用市場に回復の兆しが表れる一方、家庭用としては、物価上昇による節約志向により、引き続きチューハイなどのRTD分野が好調に推移、加えて、チューハイの素やハイボールに最適なウイスキーなどが伸張しております。このような環境の下、売上高は72,904百万円 (前期比2.5%増) となりました。利益面につきましては、961百万円の営業損失 (前期は499百万円の営業利益) となりました。

和酒部門のうち焼酎につきましては、しそ焼酎「鍛高譚」が好調に推移したものの、PB商品等の減少により、売上高は減少いたしました。同カテゴリーでは、しそ焼酎「鍛高譚」が12月に発売30周年を迎えることを記念して実施した、北海道内の企業とのコラボレーションキャンペーンをはじめとした販売促進策や、アウトドアシーンでの甲類焼酎「ビッグマン」の活用を企図して、アウトドアメーカーとコラボレーションし、リーチ マイケル氏を引き続きイメージキャラクターに起用したキャ

ンペーンなど、新たなファン獲得や新たな飲用シーンの創出を目指した活動を積極的に展開いたしました。

チューハイなどのRTD分野につきましては、レトロな雰囲気や懐かしい味わいを楽しめる「昔懐かしい」シリーズや、ローカルな飲食店やメーカーにスポットを当てた「ご当地」シリーズ、PB商品が好調に推移し、売上高は増加いたしました。「昔懐かしい」シリーズでは、純喫茶で提供される“フルーツポンチ”の味わいを再現した「昔懐かしいフルーツポンチサワー」を、「ご当地」シリー



鍛高譚



ビッグマン



昔懐かしい
フルーツポンチ
サワー



浅草ハイボール
電氣プランサワー

ズでは「浅草ハイボール 電気ブランサワー」を、それぞれ新たに発売し、ラインアップを強化しております。

清酒につきましては、市場の低迷が続いておりますが、「福徳長 米だけのす〜と飲めてやさしいお酒 純米吟醸酒」やPB商品、海外での販売が好調に推移し、売上高は増加いたしました。同カテゴリーでは、「福徳長 米だけのす〜と飲めてやさしいお酒」シリーズより、季節限定の無濾過生貯蔵純米原酒「福徳長 米だけのす〜と飲めてやさしいお酒 しぼりたて無濾過 純米酒」を数量限定で発売するなど、旬の

お酒を求めるお客様のニーズにお応えしております。

販売用アルコールにつきましては、原料である粗留アルコールの大幅な高騰に対応すべく、販売価格の改定に取り組んだことにより、売上高は増加いたしました。

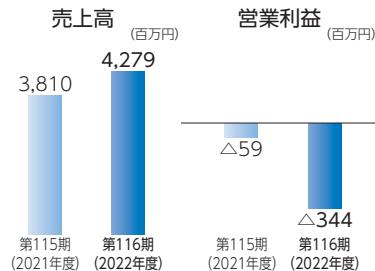
洋酒部門につきましては、製菓用のリキュールや、炭酸水で割るだけで手軽に居酒屋の味わいを家で楽しむことができる、RTSの「酎ハイ専科」シリーズのアイテムを追加し、ラインアップを強化したことやハイボールに最適なウイスキー「香薫こうくん」などが伸張したことにより、売上高は増加いたしました。



加工用澱粉事業

■ 売上高 4,279百万円 (前期比12.3%増)

主要製品：加工用澱粉



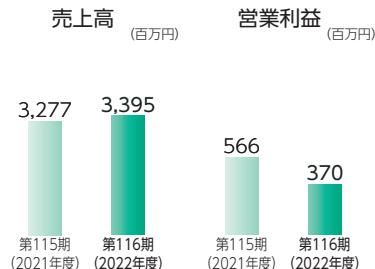
加工用澱粉事業につきましては、原料であるコーン価格の大幅な高騰に対応すべく、販売価格の改定に取り組んだことにより、売上高は4,279百万円(前期比12.3%増)となりました。しかしながら、急激

な原価上昇に追いつかず、344百万円の営業損失(前期は59百万円の営業損失)となりました。

酵素医薬品事業

■ 売上高 3,395百万円 (前期比3.6%増)

主要製品：酵素、発酵受託、診断薬



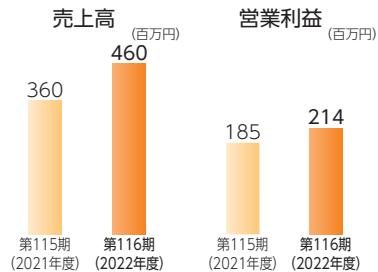
酵素医薬品事業につきましては、国内における発酵受託ビジネスや、酵素部門における海外での販売が好調に推移し、売上高は3,395百万円(前期比3.6%増)となりました。しかしながら、原料価格や

エネルギー価格の高騰などによる原価の上昇や製品構成の影響により、営業利益は370百万円(前期比34.6%減)となりました。

不動産事業

■ 売上高 **460**百万円 (前期比27.8%増)

事業内容：不動産の売買、不動産の賃貸



銀座ビル跡地開発計画
(ザ ロイヤルパーク キャンパス 銀座コリドー 2022年11月開業)

不動産事業につきましては、銀座の旧本社跡地に、三菱地所グループの株式会社ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツが運営するホテル「ザ ロイヤルパーク キャンパス 銀座コリドー」が11月にオープンしたことなどにより、売上高は460百万円（前期比27.8%増）、営業利益は214百万円（前期比15.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の額の合計は3,457百万円で、主なものは次のとおりであります。

当社	銀座ビル	跡地開発計画	2,852 (百万円)
合同酒精株式会社	東京工場	純水装置導入工事	181

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社の銀座ビル跡地開発計画に係る設備資金に充当するため、取引先金融機関3行より、長期借入金30億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

酒類市場におきましては、人口減少や少子高齢化、若年層の飲酒離れ、酒類を提供する飲食店の減少により、コロナ収束後も国内需要の縮小が続くものと見られ、企業間での販売競争が激化することが予想されます。

また、原材料コストの上昇に加え、エネルギーコストも大幅に上昇しており、製品原価を引き上げる要因となっております。

食品産業用酵素市場におきましても、国内外での販売競争や研究開発競争が益々激化することが予想されます。

このように、当社グループを取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くものと見込まれます。一方で、総市場で唯一成長を続けているRTD市場におきましては、2022年は、コロナ禍で拡大した家飲み需要の裏返しの影響で微減となりましたが、2023年10月の酒税法改正で増税となる第3のビールからの流入が見込まれていることもあり、今後も堅調に推移することが予想されます。

また、国産酒類の輸出におきましては、品質への国際的評価の高まりや世界的な「日本食ブーム」が追い風となり、近年急成長を続けております。

さらには、世界的な健康志向の高まりを受け、機能性素材や食品産業用酵素の市場規模の拡大が見込まれております。

当社グループは、これらのニーズの変化を成長に繋がるチャンスと捉え、当社グループの強みを活かした企業活動を進め、これらの変化に対応してまいります。

2023年度は、「長期ビジョン100」で掲げた5つの柱を軸として、「獲得利益の最大化」「コスト低減」「生産の見える化、コミュニケーションの活性化」「社会課題の解決」という4つの課題に取り組み、黒字転換に向けて不返転の決意で臨んでまいります。

1. 獲得利益の最大化

(1) 価格改定の断行

原材料およびエネルギーコストの高騰に対応した適正価格への価格改定の断行に取り組み、収益の確保を図ってまいります。

(2) 消費の二極化への対応

当社グループの強みを最大限に活かした高付加価値商品、差別化商品や節約志向の高まりに対応した商品の開発・上市に取り組み、消費の二極化に対応してまいります。

(3) 輸出酒類の拡大

拡大が見込まれる国産酒類の輸出を強化してまいります。

(4) 酵素医薬品事業における新たな取組み

中性ラクターゼの差別化商品やサプリメント向けの酸性ラクターゼの粉体品、プラントベース製品向け酵素の販売を強化するとともに、新たなラクターゼおよびポストラクターゼの研究開発に引き続き邁進してまいります。

また、乳酸菌などの機能性素材や産業用酵素に関する製造技術の確立と設備の増強を早期に進め、発酵受託ビジネスを酵素に次ぐ事業の柱に育成してまいります。

2. コスト低減

調達から生産、販売に至る全てのコストの低減に徹底的に取り組み、収益性の改善に努めてまいります。

3. 生産の見える化、コミュニケーションの活性化

工程内不適合・お申し出を未然に防止するため、生産工程における、問題の見える化やコミュニケーションの活性化など、生産品質の向上に資する取組みを進めてまいります。

4. 社会課題の解決

当社グループでは、環境問題への対応は、地球規模の課題であると認識しております。

低炭素社会の実現と循環型社会の形成に向けた取組みを引き続き行ってまいります。

2023年度は、全国の主要な工場への太陽光発電システムの導入、焼酎粕乾燥化設備の導入、フロン排出抑制法への対応などに取り組みでまいります。

また、グループの持続的成長と企業価値向上には、その原動力となる従業員の価値を高め、その価値を有効に活用できるシステムの整備が不可欠であると考えております。従業員が安心して働くことができ、多様な人材が活躍できる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

さらには、「納得性」「公正性」「透明性」を備えたコーポレート・ガバナンス体制の構築や、人権マネジメント体制の整備にも積極的に取り組んでまいります。

当社グループは、引き続き、グループ企業理念の下、「顧客志向」と「収益志向」を経営の基本に据え、「将来価値の共創」に資する取組みを通じて、グループの持続的成長および企業価値の最大化に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第113期 (2019年度)	第114期 (2020年度)	第115期 (2021年度)	第116期[当期] (2022年度)
売上高	75,444(百万円)	77,712(百万円)	78,618(百万円)	81,120(百万円)
経常利益又は経常損失(△)	1,745	2,248	1,267	△645
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	1,104	1,147	299	△1,257
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	18(円)28(銭)	19(円)26(銭)	5(円)03(銭)	△21(円)22(銭)
総資産	52,568(百万円)	51,724(百万円)	52,280(百万円)	55,511(百万円)
純資産	21,840	22,081	22,045	19,604

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第116期の期首から適用しており、第116期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況**① 重要な子会社の状況**

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
合同酒精株式会社	2,000(百万円)	100.0(%)	酒類・食品・酵素・医薬品の製造販売
福德長酒類株式会社	518	100.0	酒類・食品の製造販売
株式会社オエノンアセットコーポレーション	400	(2.0) 100.0	不動産の売買、賃貸および管理
ゴーテック株式会社	96	100.0	倉庫業
オエノンプロダクトサポート株式会社	50	100.0	酒類・食品の受託製造
株式会社ワコー	10	100.0	酒類・食品の販売
秋田県醗酵工業株式会社	54	67.6	酒類・食品の製造販売
株式会社サニーメイズ	120	50.0	加工用澱粉の製造販売

(注) 出資比率の()内の数字は、間接所有比率であります。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
合同酒精株式会社	千葉県松戸市上本郷字仲原250	16,846百万円	38,480百万円

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

本社 東京都墨田区東駒形1-17-6

② グループネットワーク



(8) 従業員の状況

① 当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減 (△)
803(名)	△ 76(名)

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減 (△)
男 性 18(名)	△ 11(名)
女 性 10	2
合 計 28	△ 9

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	3,650(百万円)
株式会社みずほ銀行	2,850
株式会社三菱UFJ銀行	2,850

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

200,000,000株

(2) 発行済株式の総数

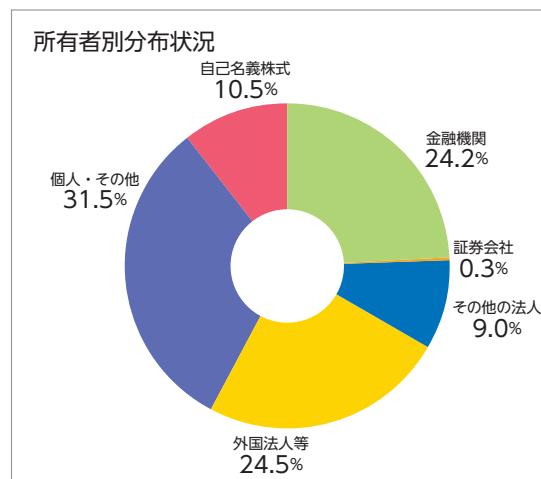
58,702,143株

(自己株式6,884,053株を除く)

(3) 株主数

12,414名

(4) 大株主（上位10名）



株 主 名	持株数	持株比率
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8221-623793	12,349(千株)	21.03(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,712	9.73
第一生命保険株式会社	3,061	5.21
オエノンホールディングス従業員持株会	2,122	3.61
株式会社南悠商社	1,884	3.20
株式会社北洋銀行	1,750	2.98
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA - SEGREG UK IND1 CLT ASSET	1,280	2.18
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	1,280	2.18
株式会社みずほ銀行	1,221	2.08
株式会社三菱UFJ銀行	1,046	1.78

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式6,884,053株があります。なお、当該自己株式数には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」のために設定したみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託E))が所有する当社株式491,300株は含まれておりません。

3. 2022年4月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、重田光時氏他共同保有者2名が2022年3月28日現在で12,294,500株を保有している旨が記載されておりますが、当社として2022年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者	重田光時氏他共同保有者2名
保有株式等の数	12,294,500株
株券等保有割合	18.75%

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
(代表取締役) 取締役社長	西 永 裕 司	グループ経営全般 指名・報酬委員会委員 中期経営戦略策定委員会委員長 CSR・コンプライアンス委員会委員長 合同酒精株式会社 代表取締役社長 福德長酒類株式会社 取締役 秋田県醗酵工業株式会社 取締役 オエノンプロダクトサポート株式会社 取締役 株式会社サニーメイズ 取締役 株式会社オエノンアセットコーポレーション 代表取締役社長
取締役会長	長 井 幸 夫	グループ経営全般
取締役	菅 原 栄 司	合同酒精株式会社 専務取締役 オエノンプロダクトサポート株式会社 監査役
取締役	尾 崎 行 正	指名・報酬委員会委員長 株式会社サカタのタネ 社外取締役
取締役	齋 藤 忠 夫	指名・報酬委員会委員
常勤監査役	山 村 光 太 郎	合同酒精株式会社 常勤監査役 福德長酒類株式会社 常勤監査役
監査役	小 野 隆 良	合同酒精株式会社 監査役 福德長酒類株式会社 監査役 公益財団法人小田急財団 監事
監査役	藺 田 俊 和	合同酒精株式会社 監査役 福德長酒類株式会社 監査役 公益社団法人三州倶楽部 理事

- (注) 1. 取締役 尾崎行正および齋藤忠夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 小野隆良および藺田俊和の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役 山村光太郎氏は、当社グループ内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役 小野隆良氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役 藺田俊和氏は、税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当社は、取締役 尾崎行正および齋藤忠夫の両氏並びに監査役 小野隆良および藺田俊和の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、優秀な人材の確保並びに当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に向けた動機付けとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、取締役の報酬水準は、同業他社や経済・社会情勢等を踏まえたものとするを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、イ.基本報酬、ロ.短期の業績連動報酬としての賞与、ハ.中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

取締役に対する退職慰労金制度は設けない。

イ. 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位・責任等に応じて決定する。

ロ. 短期の業績連動報酬としての賞与

役位・責任等や連結経常利益に応じて算出された額を、毎年の定時株主総会日に支給する。

ハ. 中長期の業績連動報酬としての株式報酬

当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭とし、役位・責任等や連結ROEおよび連結経常利益の実績水準に応じて決定する。

株式報酬の支給は、原則として役員の退任時とする。算出の基礎となるポイントに関しては、毎年の定時株主総会日現在における取締役に対して、前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日までの期間における職務執行の対価として、毎年の定時株主総会日に「1ポイント＝1株」相当のポイントを付与する。

基本報酬：賞与：株式報酬の支給割合は、当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値向上に向けた動機付けとして機能するよう、概ね4：1：1の割合となるように設計する。

また、決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

(指名・報酬委員会)

当社は、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議により選任しております。

指名・報酬委員会は、委員3名以上で構成することとし、その過半数は独立社外取締役としております。

指名・報酬委員会の委員長は、委員である社外取締役の中から、指名・報酬委員会の決議によって選定しております。

指名・報酬委員会は、主に次の事項を審議し、取締役会に答申しております。

- ・当社の株主総会に提出する取締役および監査役の選任および解任に関する議案の内容
- ・当社の代表取締役および役付取締役の選定および解職

- ・当社の取締役の報酬等に関する方針および制度
- ・当社の取締役の個別の報酬等の内容
- ・当社の株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等限度額は、2007年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。

上記報酬等の他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度につきましては、2017年3月23日開催の第110回定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の報酬等限度額は、2007年3月29日開催の第100回定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が規程に基づき作成した報酬案を、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	82	72	—	9	3
監査役 (社外監査役を除く)	6	6	—	—	1
社外取締役	27	27	—	—	2
社外監査役	13	13	—	—	2

- (注) 1. 当社は、短期の業績連動報酬として取締役に対して賞与を採用しており、連結経常利益を賞与の額の算定の基礎とした業績指標とし、短期インセンティブの特徴を際立たせております。当連結会計年度は連結経常損失のため、賞与の不支給を取締役会にて決議しております。
2. 当社は、中長期の業績連動報酬として株式報酬を支給しております。株式報酬の内容は、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。当連結会計年度の連結ROEは△6.7%、連結経常利益は△645百万円の連結経常損失となりました。
3. 連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの連結報酬等の総額は記載しておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	関係
尾崎 行正	株式会社サカタのタネ	社外取締役	当社と株式会社サカタのタネとの間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役

氏名	兼職する法人等	兼職の内容	関係
小野 隆良	公益財団法人小田急財団	監事	当社と公益財団法人小田急財団との間に重要な取引その他の関係はありません。
藪田 俊和	公益社団法人三州倶楽部	理事	当社と公益社団法人三州倶楽部との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

社外取締役

氏名	取締役会出席状況	指名・報酬委員会出席状況	活動状況と役割
尾崎 行正	15回中15回	4回中4回	議案審議等について、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
齋藤 忠夫	15回中15回	4回中4回	議案審議等について、主に酵素医薬品事業に関する幅広い見識と経験に基づき、当社の経営上有用な発言等を行っております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	活動状況
小野 隆 良	15回中15回	18回中18回	議案審議等について、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
藺 田 俊 和	15回中15回	18回中18回	議案審議等について、主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

社外監査役 2名 13百万円

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、取締役および監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意した理由

45百万円

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

80百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任することといたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務が適正に実施されることを確保するための体制等を勘案し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当社監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役および別途指名されたグループ会社の取締役その他の役職員で構成するCSR・コンプライアンス委員会を設置する。

CSR・コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス・マネジメントや食品企業としての安全衛生環境確立等についての方針および対応策を策定し、当社グループの取締役および使用人がコンプライアンス等を確実に実践することを支援・指導する。

また、当社は、執行機能から独立した内部監査部門として監査室を設置する。監査室は、CSR・コンプライアンス委員会と連携のうえ、客観的視点をもって当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、監査結果をCSR・コンプライアンス委員会委員長および当社の監査役に報告する。

さらに、当社は、不正行為の撲滅のため、内部通報制度を設け、社内において様々な手段をもって認知度を高め、通報が容易にできる環境を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、重要文書取扱規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（電磁的媒体による記録を含む）の保存・管理に関する体制を確保する。これとともに、取締役および監査役が、保存・保管された情報を常時閲覧することができる体制を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務分掌規程、グループ会社管理規程に基づき、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、各責任部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るものとする。これとともに、CSR・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのリスクマネジメントの状況について、定期的、不定期なレビューを行い、当社グループ全体の業務運営上および経営戦略上のリスクを統括して管理するものとする。

また、当社は、緊急事態発生時に、CSR・コンプライアンス委員会委員長がCSR・コンプライアンス委員会を招集し、損失の拡大を最小限に止める体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規則、職務責任権限規程、業務分掌規程を定め、取締役および使用人との間での責任と権限の範囲を明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

当社は、取締役会の審議の活性化および監督機能の強化のため、社外取締役を選任する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会の開催等を通じて、当社とグループ会社間で経営情報を共有化する体制を構築する。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、当社グループの経営方針および中長期経営計画等必要な政策を立案する。また、当該政策に基づき、グループ会社の管理・支配を行い、当社グループにおける業務の適正な運営に努める。

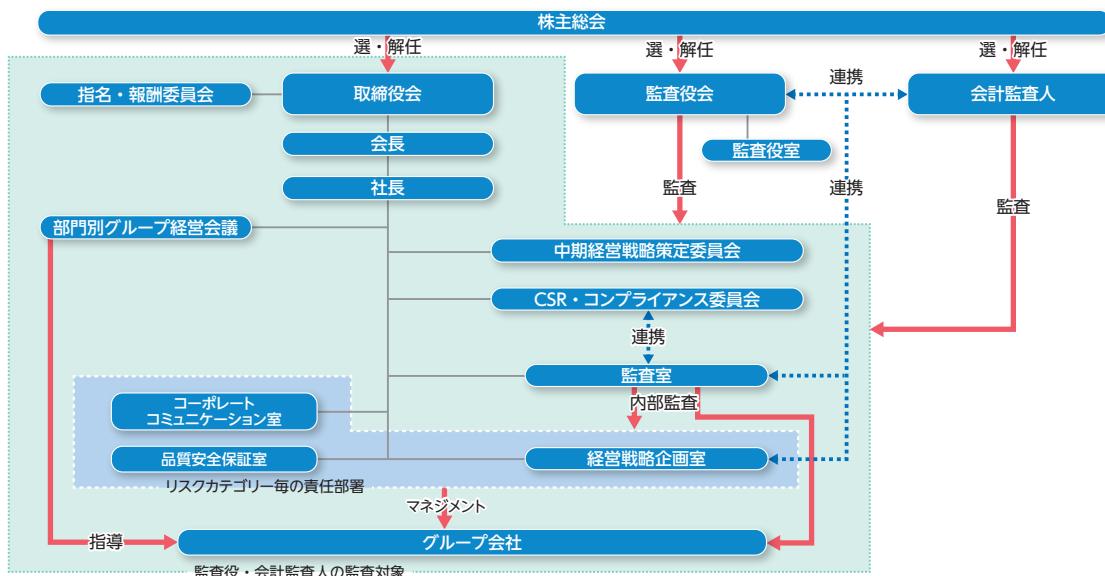
当社は、当社の監査役による監査に加え、監査室による内部監査を実施する。必要に応じて、グループ会社の取締役または監査役に当社の取締役、監査役または使用人を選任し、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該補助使用人に関する事項並びにその補助使用人の取締役からの独立性およびその補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の監査役から補助使用人を置くことを求められた場合、専属の補助使用人を配置する体制を整備する。

補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する決定につきましては、予め当社の監査役の同意を得るものとする。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



補助使用人は、当社の監査役の職務を補助するにあたって、当社の監査役の指揮命令にのみ服するものとする。

⑦ **監査役に報告するための体制**

当社は、当社の監査役が、取締役会のほか、部門別グループ経営会議、CSR・コンプライアンス委員会等重要会議へ出席をし、意見の表明を行うことができる体制を構築する。

これとともに、当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役および使用人が、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事実、内部通報制度に基づき通報された事実等を直ちに当社の監査役に報告をする体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、必要に応じて、当社の取締役および使用人、グループ会社の取締役、監査役および使用人に対して、報告を求めることができる体制を構築する。

これとともに、当社の監査役に当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、当社の監査役が、代表取締役・会計監査人との定期的および不定期の会合並びに監査室と連携を取り合うことによって、監査の実効性を確保する体制を整備する。

当社は、当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑨ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、反社会的勢力に対して、経営戦略企画室を統括対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、グループ全体として毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を整備する。

(当該体制の運用状況)

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。当社グループの主な取組みとしては、内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施しました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの財務、事業の内容および当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要するおそれがあるものなど、被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、そのような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大規模な買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 不適切な支配防止のための取組み

当社は、当社を取り巻く経営環境等の変化、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の整備の浸透状況などを鑑み、大規模買付ルールの取扱いについて慎重に検討を重ねた結果、2016年3月23日の第109回定時株主総会終結の時をもって、大規模買付ルールを継続しない（廃止する）こととさせていただきます。

なお、当社は、大規模買付ルールの有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。また、当社は大規模買付ルール終了後も、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

◆ 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2022年12月31日現在)	前期(ご参考) (2021年12月31日現在)
資産の部	55,511	52,280
流動資産	27,038	25,596
現金及び預金	899	990
受取手形及び売掛金	16,955	16,295
商品及び製品	6,329	5,710
仕掛品	230	200
原材料及び貯蔵品	2,026	1,955
前払費用	127	99
その他	487	363
貸倒引当金	△18	△18
固定資産	28,473	26,684
有形固定資産	25,623	23,763
建物及び構築物	10,385	6,770
機械装置及び運搬具	5,372	5,883
工具、器具及び備品	159	125
土地	9,628	9,620
リース資産	69	85
建設仮勘定	8	1,277
無形固定資産	554	298
のれん	5	7
ソフトウェア	141	139
その他	407	151
投資その他の資産	2,294	2,622
投資有価証券	1,545	1,404
長期前払費用	115	105
繰延税金資産	403	891
退職給付に係る資産	—	17
その他	235	208
貸倒引当金	△5	△5
資産合計	55,511	52,280

科 目	当期 (2022年12月31日現在)	前期(ご参考) (2021年12月31日現在)
負債の部	35,906	30,235
流動負債	28,476	25,350
支払手形及び買掛金	5,035	4,699
電子記録債務	1,791	1,624
短期借入金	6,950	3,700
リース債務	30	43
未払金	4,608	4,400
未払費用	163	169
未払酒税	8,448	8,726
未払消費税等	547	1,077
未払法人税等	153	147
預り金	302	340
賞与引当金	62	60
役員賞与引当金	2	17
株主優待引当金	23	18
設備関係支払手形	43	159
設備関係電子記録債務	34	76
その他	280	89
固定負債	7,430	4,884
長期借入金	2,400	—
長期預り金	3,134	3,140
リース債務	44	49
繰延税金負債	128	164
役員株式給付引当金	111	101
退職給付に係る負債	1,497	1,282
資産除去債務	53	53
その他	59	92
純資産の部	19,604	22,045
株主資本	17,494	19,532
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,602	5,601
利益剰余金	6,873	8,563
自己株式	△1,927	△1,578
その他の包括利益累計額	272	480
その他有価証券評価差額金	454	354
繰延ヘッジ損益	△97	53
退職給付に係る調整累計額	△84	71
非支配株主持分	1,837	2,032
負債及び純資産合計	55,511	52,280

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	前期 (ご参考)
	(2022年1月1日から2022年12月31日まで)	(2021年1月1日から2021年12月31日まで)
売上高	81,120	78,618
売上原価	71,449	65,967
売上総利益	9,670	12,651
販売費及び一般管理費	10,378	11,444
営業利益又は営業損失 (△)	△707	1,207
営業外収益	186	167
受取利息	0	0
受取配当金	38	33
受取賃貸料	66	71
為替差益	35	12
雑収入	46	49
営業外費用	124	106
支払利息	79	60
操業休止等経費	25	26
売上債権売却損	11	10
雑損失	7	9
経常利益又は経常損失 (△)	△645	1,267
特別利益	—	62
固定資産売却益	—	0
資産除去債務戻入益	—	60
その他	—	2
特別損失	131	865
固定資産除売却損	34	54
製品回収関連損失	86	—
減損損失	—	145
事業再編損失	—	616
投資有価証券評価損	10	44
投資有価証券売却損	—	2
その他	0	1
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△777	464
法人税、住民税及び事業税	115	155
法人税等調整額	548	48
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,441	261
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△184	△37
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,257	299

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,946	5,601	8,563	△1,578	19,532
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△13	—	△13
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,946	5,601	8,549	△1,578	19,519
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△419	—	△419
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	△1,257	—	△1,257
自己株式の取得	—	—	—	△349	△349
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	1	—	—	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	1	△1,676	△349	△2,025
当期末残高	6,946	5,602	6,873	△1,927	17,494

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	354	53	71	480	2,032	22,045
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	△13
会計方針の変更を反映した当期首残高	354	53	71	480	2,032	22,031
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△419
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△1,257
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△349
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	99	△150	△156	△207	△194	△402
当期変動額合計	99	△150	△156	△207	△194	△2,427
当期末残高	454	△97	△84	272	1,837	19,604

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2022年12月31日現在)	前期 (ご参考) (2021年12月31日現在)
資産の部	38,480	34,778
流動資産	2,591	2,352
現金及び預金	115	140
売掛金	199	210
貯蔵品	1	1
前払費用	31	12
関係会社短期貸付金	1,620	1,490
未収入金	600	480
立替金	14	11
その他	8	6
固定資産	35,888	32,425
有形固定資産	8,928	6,243
建物	5,356	1,450
構築物	352	363
機械及び装置	244	173
工具、器具及び備品	65	42
土地	2,879	2,879
リース資産	30	57
建設仮勘定	—	1,276
無形固定資産	472	217
ソフトウェア	126	138
その他	346	78
投資その他の資産	26,487	25,964
投資有価証券	1,142	995
関係会社株式	23,786	23,784
関係会社長期貸付金	2,410	2,060
長期前払費用	55	38
その他	146	107
貸倒引当金	△1,053	△1,022
資産合計	38,480	34,778

科 目	当期 (2022年12月31日現在)	前期 (ご参考) (2021年12月31日現在)
負債の部	21,741	18,144
流動負債	17,237	15,594
支払手形	—	0
電子記録債務	9	20
短期借入金	16,410	14,910
リース債務	17	33
未払金	565	504
未払費用	47	45
未払法人税等	52	28
役員賞与引当金	—	13
株主優待引当金	23	18
設備関係電子記録債務	31	—
その他	80	21
固定負債	4,503	2,550
長期借入金	3,850	2,070
長期預り金	354	195
リース債務	15	29
長期未払金	56	71
繰延税金負債	115	81
役員株式給付引当金	111	101
純資産の部	16,738	16,633
株主資本	16,396	16,398
資本金	6,946	6,946
資本剰余金	5,576	5,576
資本準備金	5,549	5,549
その他資本剰余金	27	27
利益剰余金	5,801	5,453
利益準備金	756	756
その他利益剰余金	5,044	4,697
繰越利益剰余金	5,044	4,697
自己株式	△1,927	△1,578
評価・換算差額等	342	235
その他有価証券評価差額金	342	235
負債及び純資産合計	38,480	34,778

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	前期 (ご参考)
	(2022年1月1日から2022年12月31日まで)	(2021年1月1日から2021年12月31日まで)
売上高	2,296	2,494
売上原価	271	225
売上総利益	2,025	2,269
販売費及び一般管理費	1,021	1,034
営業利益	1,003	1,234
営業外収益	67	66
受取利息	30	26
受取配当金	28	25
雑収入	8	14
営業外費用	115	106
支払利息	93	84
操業休止等経費	19	19
雑損失	1	1
経常利益	956	1,194
特別損失	10	211
固定資産除売却損	0	32
減損損失	—	134
投資有価証券評価損	10	43
その他	0	0
税引前当期純利益	945	983
法人税、住民税及び事業税	192	93
法人税等調整額	△13	49
当期純利益	766	839

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本剰余金					利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	6,946	5,549	27	5,576	756	4,697	5,453
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△419	△419
当期純利益	—	—	—	—	—	766	766
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	347	347
当期末残高	6,946	5,549	27	5,576	756	5,044	5,801

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,578	16,398	235	235	16,633
当期変動額					
剰余金の配当	—	△419	—	—	△419
当期純利益	—	766	—	—	766
自己株式の取得	△349	△349	—	—	△349
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	107	107	107
当期変動額合計	△349	△2	107	107	105
当期末残高	△1,927	16,396	342	342	16,738

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年2月24日

オエノンホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田大輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮正俊
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オエノンホールディングス株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オエノンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年2月24日

オエノンホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田大輔
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小宮正俊
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オエノンホールディングス株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議へオンライン形式も含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年2月24日

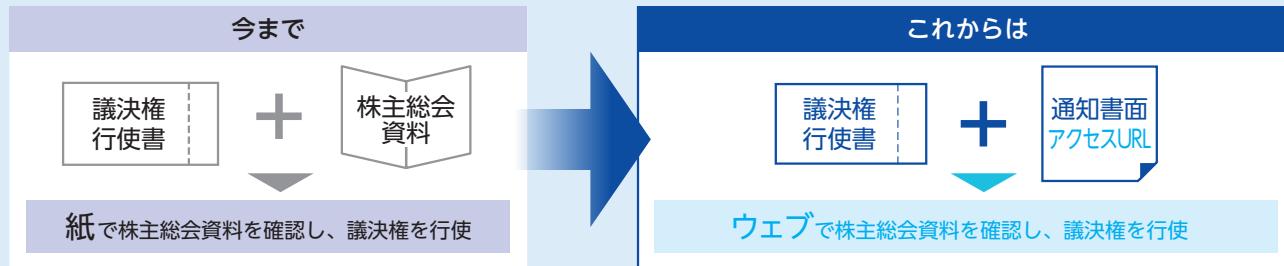
オエノンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	山	村	光太郎	㊟
監査役（社外監査役）	小	野	隆良	㊟
監査役（社外監査役）	蘭	田	俊和	㊟

会社法改正により株主総会資料が原則ウェブ化されます

2023年3月以降の株主総会より、これまで書面にて送付しておりました株主総会資料（招集ご通知）が原則ウェブ化されます。株主の皆様におかれましては、株主総会資料は当社から送付する通知書面に記載のウェブサイトへアクセスし、ご確認くださいこととなります。

当社では、2024年3月定時株主総会より原則ウェブ化に移行いたします。



議決権行使書は従来どおり郵送いたしますので、議決権は書面およびインターネット等により行使いただけます。

インターネットのご利用が困難な株主様へ

書面で受領するためのお手続き（書面交付請求）が**可能**です。

Q 「書面交付請求」とは？

A インターネットを利用することが困難な株主様を保護するためのお手続きです。お申し出いただいた株主様には株主総会資料を書面でお送りします。なお、書面交付請求を行わなくても、URL等を記載した通知書面はお送りします。

Q 「書面交付請求」の受付期限は？

A 株主総会の議決権行使基準日までにお申し出が必要です。2024年3月定時株主総会の書面交付請求の受付期限は、2023年12月31日です。お手続きには、お時間がかかる場合がございますので、余裕を持ってお早めにお手続きをお願いいたします。

Q お手続き方法は？

A 証券会社にお申し出の場合は、保有銘柄の口座を開設している証券会社へお問い合わせください。株主名簿管理人にお申し出の場合は、書面での受領を希望される銘柄ごとに申出書面のご提出が必要です。

【ご注意】一連のお手続きには費用がかかる場合があります。期限までにお手続きが完了しなかった場合は、その次の株主総会からお送りします。なお、書面交付請求は一定期間経過後に失効することがあります。

■ 書面交付請求に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-696-505

【受付時間】
土日休日および12/31～1/3を除く9：00～17：00

電子提供制度について
詳しくはこちら
[https://www.tr.mufg.jp/
daikou/denshi.html](https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html)



株主総会会場 ご案内図

開催日時

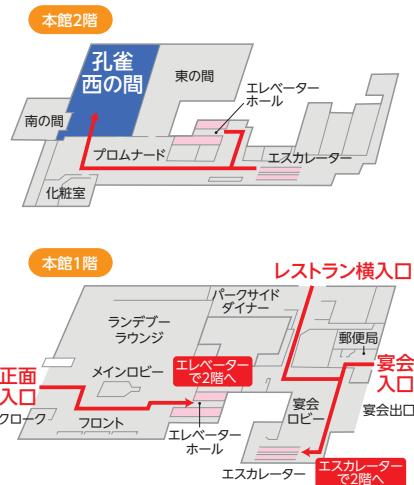
2023年3月22日(水曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時)

会場

帝国ホテル東京 本館2階
「孔雀西の間」

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
電話番号 03-3504-1111 (代表)

フロアマップ



最寄駅から会場までのご案内

QRコードを読み取っていただくことでGoogleMapが起動します。▶



- [JR有楽町駅]より徒歩5分
- [JR新橋駅]、東京メトロ銀座線「新橋駅」より徒歩7分
- 東京メトロ日比谷線、千代田線、都営地下鉄三田線「日比谷駅」より徒歩3分
- 東京メトロ日比谷線、丸ノ内線、銀座線「銀座駅」より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」より徒歩3分

